平成２３年（フ）第１２９号
北海道旭川市神居７条３丁目２番16号
債務者　堀　　明美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７号
北海道旭川市２条通17丁目581番地
債務者　平岡　光子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５号
北海道士別市西士別町5380番地３
債務者　菊地　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月21日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３９号
北海道旭川市豊岡４条６丁目11番14号
債務者　柴山　睦輝
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３３号
埼玉県日高市大字南平沢202番地
債務者　青木　有一
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６０号
埼玉県蓮田市西新宿５丁目８番地　グランハイムＯＨＴＳＵＫＡ・Ｂ―201号
債務者　福原　正浩
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６１号
東京都渋谷区本町４丁目６番１―505号、前住所東京都多摩市和田1718番地の２　新都市わだ弐番館306
債務者　福原奈奈重
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６８号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟504号
債務者　米倉　拓正
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３８７４号
大阪府松原市北新町１丁目１番30号　Ｃ号室寺岡ビル２階善塔元志方、住民票上の住所大阪市住吉区万代東２丁目３番27号
債務者　東　　洋一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　弘通
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２４号
函館市富岡町３丁目23番18―602号
債務者　廣部　　博
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２６７号
函館市湯川町１丁目７番４号
債務者　阿部　　愛
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０６号
岐阜県海津市南濃町吉田963番地
債務者　川合　ふゆ
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
山口県山陽小野田市大字厚狭189番地
債務者　野原　和男
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７３８５号
大阪府寝屋川市萱島桜園町６番１―101号、申立時の住所大阪府門真市大池町21番10―２号
債務者　瀬戸　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０６９号
大阪府東大阪市加納２丁目16番９号
債務者　別所　康充
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７０８号
大阪市都島区片町１丁目２番20―405号
債務者　Ｔ＆Ｔカンパニーこと　山北　孝宏
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３７号
大阪府枚方市池之宮１丁目2437―23、住民票上の住所大阪府枚方市池之宮１丁目26番11号
債務者　牧野　勝也
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部